

- 環境負荷低減の取組を広げること、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。このため、環境直接支払交付金は、
- ① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とする。
  - ② 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の**定着・自立を促す支援**とする。
  - ③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とする。

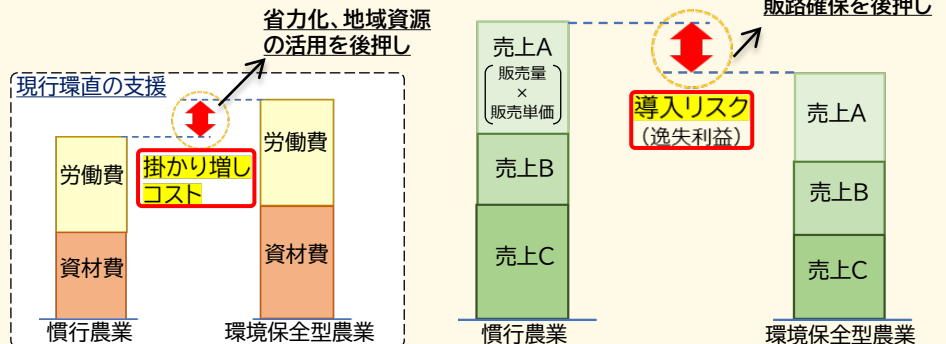
## ◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

### (1) 支援の考え方

- ・ みどり認定農業者を対象とする。
- ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益):農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下

#### 新たな環境直接支払交付金の支援



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
- ① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)
- ② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)
- ③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

### (2) 支援対象取組(案)

#### 支援内容(例)

#### ① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



有機農業

#### ② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援



バイオ炭 等

#### ③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援



堆肥 等

### (3) 支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進